

庄内地域自治協議会規約

第一章 総則

(目的)

第1条 本会は、地域住民が主体となって、幅広い住民の参画を図りながら、庄内地域ならではの資源を活用し、地域のさまざまな課題に取り組み、協力して地域コミュニティの活性化並びに多世代交流の促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、庄内地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務局の位置)

第3条 協議会の事務局は豊中市庄内幸町4丁目29-1(庄内コラボセンター)に置く。

(範囲)

第4条 協議会の範囲は旧庄内小学校区とする。

(活動)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域課題の把握・解消のための協議及び取組みの実施
- (2) 多世代が交流できるための活動の企画・実施
- (3) 地域住民への情報発信及び新たな情報共有の在り方の検討・実施
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な活動

2 前項の活動の実施にあたっては、すべての地域住民に、活動に関する情報を届けるよう努めるとともに、地域住民のだれもが参加し意見を述べることができるよう配慮するものとする。

3 協議会は第7条に定める会員が、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いをしないものとする。

第6条 協議会は次にあげる活動を行わない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進、支持又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持又はこれらに反対する活動
- (4) 営利活動（会員への利益配分を目的とするもの）

第二章 会員

(会員)

第7条 協議会の会員は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し、第23条に定める運営委員会が承認したもの
 - (ア) 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (イ) 区域内で活動する個人及び法人その他の団体
 - (ウ) 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (エ) 区域内に存する学校等に在学等する者
- (3) 前号の規定にかかわらず、暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にあるものは協議会の構成員となることができない

第三章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監査 2名

(役員を選任)

第9条 役員(監査を除く)は第24条に定める運営委員の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監査は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない(最長4年)。

2 役員の中で欠員が生じたときには、第9条及び第16条の定めるところに拘らず第2

3条に定める運営委員会の承認により、役員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は総会、運営委員会、部会とする。

2 会議は、原則全て公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は構成員以外の者も傍聴できる。

3 総会、運営委員会においては、議事録を作成し、以下の事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 総数、出席者数及び出席者名

(3) 開催目的、審議事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 総会及び臨時総会においては議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第五章 総会

(総会)

第13条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、参画団体から選出された者と公募により選ばれた18歳以上の住民とし、任期は1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。ただし再任を妨げない。

3 公募住民の定数は10名以内とし、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

(総会の権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算案

(2) 事業報告及び決算

(3) 「地域づくり活動計画」の策定や見直し

- (4) 規約の改正
- (5) 役員を選任
- (6) 総会で提案された事項
- (7) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第17条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、少なくとも1週間前までに、日時、場所及び目的を示して代議員に通知を発しなければならない。また、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第22条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は議長若しくは他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第20条、第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第六章 運営委員会

(運営委員会)

第23条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、運営委員会を設置する。

(運営委員会の構成)

第24条 運営委員会は、参画団体からの代表者及び公募により選ばれた18歳以上の住民で構成し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない（最長4年）。

2 公募住民の定数は15名以内とし、選出方法については運営委員会が別に定める。
(運営委員会の権能)

第25条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 部会の設置に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の招集)

第26条 運営委員会は、会長が招集する。

(運営委員会の議長)

第27条 運営委員会の議長は、会長がおこなう。

(運営委員会の定足数)

第28条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

(運営委員会の議決)

第29条 運営委員会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席者の過半数をもって決する。

(運営委員会の代理出席)

第30条 やむを得ない理由により運営委員会に出席できない各団体の代表は、所属する参画団体の者を代理として出席を委任することが出来る。

第七章 部会

(部会)

第31条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な部会を設置する。

(部会の構成)

第32条 部会は、公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により部会長1名を選出し、必要あれば、部会の運営に必要な役職を選出することができる。

(部会の報告)

第33条 部会長は、運営委員会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会の招集)

第34条 部会は、部長が招集する。

第八章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は次の各号に定めるものとする。

- (1) 運営委員会が別に定める財産目録に記載の資産
- (2) 市からの交付金
- (3) 各団体からの協賛金
- (4) 活動に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決によりこれを定める。

2 資産を明らかにするため、資産台帳を整備する。

(資産の処分)

第37条 資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第38条 協議会の経費は資産をもって支弁する。

(会計)

第39条 収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第40条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、運営委員会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 協議会の事業報告書・収支決算書等に関する書類は、会長が作成し、運営委員会に諮り、監査の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第42条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第九章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約を変更する場合は、第21条の規定に関わらず、総会において、代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第44条 協議会を解散する場合は、第21条に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 協議会の解散のときに有する残余財産は、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第十章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第46条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿、及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報の公開)

第47条 第46条に定める帳簿及び書類等は原則すべて公開とし、構成員は閲覧することができる。

(その他)

第48条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附則： この規約は、令和7年4月17日より施行する。

2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

3 協議会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず設立の日から令和8年3月31日までとする。

- 4 協議会の設立初年度の役員体制は、別に定め、設立総会で承認を得るものとする。
- 5 協議会の設立総会における代議員については、規約第15条に定める代議員とみなす。
- 6 協議会の設立初年度の監査については、第9条の規定に関わらず設立総会の承認をもって選任できるものとする。